

【別添1】

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）	【公布の日施行】	1
○	労働安全衛生法施行令（抄）（第二条関係）	【令和七年四月一日施行】	2
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）	【公布の日施行】	43

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）【公布の日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一～四十六（略） 四十七 削除 四十八～百八十八（略） 百八十九 削除 百九十～三百二十（略） （削る） 三百二十一～三百二十三（略） 三百二十四 削除 三百二十五～三百五十九（略） 三百六十 削除 三百六十一～五百四十五（略） （削る） 五百四十六～五百九十三（略） 五百九十四 削除 五百九十五～六百三十三（略）</p>	<p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一～四十六（略） 四十七 三―イソプロポキシニ―トリフルオロメチルベンズア ニリド（別名フルトラニル） 四十八～百八十八（略） 百八十九 酸化アルミニウム 百九十～三百二十（略） 三百二十の二 水素化ビス（ニ―メトキシエトキシ）アルミニウ ムナトリウム 三百二十一～三百二十三（略） 三百二十四 ステアリン酸亜鉛 三百二十五～三百五十九（略） 三百六十 四・五・六・七―テトラクロロー―・三―ジヒドロベ ンゾ「c」フラン―ニ―オン（別名フサライド） 三百六十一～五百四十五（略） 五百四十五の二 ポルトランドセメント 五百四十六～五百九十三（略） 五百九十四 ニ―メチル―N―「三―（―メチルエトキシ）フ エニル」ベンズアミド（別名メプロニル） 五百九十五～六百三十三（略）</p>

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガンを又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHS）に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物</p> <p>ロ 前号に掲げる物</p> <p>ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの</p> <p>三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）</p> <p>四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガンを、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの</p>

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)
第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物
 - 二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもの
で厚生労働省令で定めるもの
 - イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物
 - ロ 前号に掲げる物
 - ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの
 - 三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物(前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。)
 - 四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの
- 別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条、第十八条の二関係)
- 一 アリル水銀化合物
 - 二 アルキルアルミニウム化合物
 - 三 アルキル水銀化合物
 - 四 アルミニウム及びその水溶性塩
 - 五 アンチモン及びその化合物
 - 六 イットリウム及びその化合物
 - 七 インジウム及びその化合物
 - 八 ウラン及びその化合物
 - 九 カドミウム及びその化合物
 - 十 銀及びその水溶性化合物

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)
第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物
(新設)
 - 二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
 - 三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの
- 別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条、第十八条の二関係)
- 一 アクリルアミド
 - 二 アクリル酸
 - 三 アクリル酸エチル
 - 三の二 アクリル酸二―(ジメチルアミノ)エチル
 - 四 アクリル酸ノルマル―ブチル
 - 五 アクリル酸二―ヒドロキシプロピル
 - 六 アクリル酸メチル
 - 七 アクリロニトリル
 - 八 アクロレイン
 - 八の二 アザチオプリン

十一	クロム及びその化合物
十二	コバルト及びその化合物
十三	ジルコニウム化合物
十四	水銀及びその無機化合物
十五	すず及びその化合物
十六	セレン及びその化合物
十七	タリウム及びその水溶性化合物
十八	タンゲステン及びその水溶性化合物
十九	タンタル及びその酸化物
二十	鉄水溶性塩
二十一	テルル及びその化合物
二十二	銅及びその化合物
二十三	鉛及びその無機化合物
二十四	ニッケル及びその化合物
二十五	白金及びその水溶性塩
二十六	ハフニウム及びその化合物
二十七	バリウム及びその水溶性化合物
二十八	砒素及びその化合物
二十九	弗素及びその水溶性無機化合物
三十	マンガン及びその無機化合物
三十一	モリブデン及びその化合物
三十二	沃素及びその化合物
三十三	ロジウム及びその化合物

九	アジ化ナトリウム
十	アジピン酸
十一	アジポニトリル
十一の二	亜硝酸イソブチル
十一の三	アスファルト
十一の四	アセタゾラミド (別名アセタゾールアミド)
十一の五	アセチルアセトン
十二	アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)
十三	アセトアミド
十四	アセトアルデヒド
十五	アセトニトリル
十六	アセトフェノン
十七	アセトン
十八	アセトンシアンヒドリン
十八の二	アセトンチオセミカルバゾン
十九	アニリン
十九の二	アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物
十九の三	アフラトキシン
二十	アミド硫酸アンモニウム
二十一	二アミノエタノール
二十一の二	二アミノエタンチオール (別名システアミン)
二十一の三	N—(二アミノエチル)—二アミノエタノール
二十一の四	三アミノ—N—エチルカルバゾール
二十二	四アミノ—六—ターシャリブチル—三—メチルチオ— —・二・四—トリアジン—五 (四H)—オン (別名メトリブジン)
二十三	三アミノ—H—・二・四—トリアゾール (別名アミトロール)
二十四	四アミノ—三・五・六—トリクロロピリジン—二—カルボン酸 (別名ピクロラム)
二十四の二	(S)—二—アミノ—三—「四—「ビス(二—クロ

- ロエチル) アミノ] フェニル] プロパン酸 (別名メルファラン)
- 二十四の三 二—アミノ—四—「ヒドロキシ (メチル) ホスホリ
ル」ブタン酸及びそのアンモニウム塩
- 二十五 二—アミノピリジン
- 二十五の二 三—アミノ—一—プロペン
- 二十五の三 四—アミノ—一—ベータ—D—リボフラノシル—
・三・五—トリアジン—二—(—H)—オン
- 二十六 亜硫酸水素ナトリウム
- 二十七 アリルアルコール
- 二十八 一—アリルオキシ—二・三—エポキシプロパン
- 二十八の二 四—アリル—一・二—ジメトキシベンゼン
- 二十九 アリル水銀化合物
- 三十 アリル—ノルマル—プロピルジスルフィド
- 三十一 亜りん酸トリメチル
- 三十二 アルキルアルミニウム化合物
- 三十三 アルキル水銀化合物
- 三十三の二 十七アルファ—アセチルオキシ—六—クロロ—プレ
グナ—四・六—ジエン—三・二—ジオン
- 三十四 三—(アルファ—アセトニルベンジル)—四—ヒドロキ
シクマリン (別名ワルファリン)
- 三十五 アルファ・アルファ—ジクロロトルエン
- 三十六 アルファ—メチルスチレン
- 三十七 アルミニウム及びその水溶性塩
- 三十八 アンチモン及びその化合物
- 三十八の二 アントラセン
- 三十九 アンモニア
- 三十九の二 石綿 (第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる
物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。)
- 四十 三—イソシアナトメチル—三・五・五—トリメチルシクロ
ヘキシル—イソシアネート

四十の二	イソシアン酸三・四―ジクロロフェニル
四十一	イソシアン酸メチル
四十二	イソブレン
四十二の二	四・四―イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)
四十三	N―イソプロピルアニリン
四十四	N―イソプロピルアミノホスホン酸O―エチル―O―
四十五	三―メチル―四―メチルチオフェニル (別名フェナミホス)
四十六	イソプロピルアミン
四十七	イソプロピルエーテル
四十七	削除
四十八	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)
四十九	イソホロン
五十	一塩化硫黄
五十一	一酸化炭素
五十二	一酸化窒素
五十三	一酸化二窒素
五十四	イットリウム及びその化合物
五十五	イプシロン―カプロラクタム
五十五の二	イブプロフェン
五十六	二―イミダゾリジンチオン
五十七	四・四―(四―イミノシクロヘキサ―二・五―ジエニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩 (別名C I ベイシックレッド九)
五十八	インジウム及びその化合物
五十九	インデン
五十九の二	ウラン
六十	ウレタン
六十一	エタノール
六十二	エタンチオール
六十三	エチリデンノルボルネン

六十四	エチルアミン
六十四の二	〇―エチル―〇―(二―イソプロポキシカルボニル フェニル)―N―イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソ フェンホス)
六十五	エチルエーテル
六十五の二	〇―エチル〃S・S―ジプロピル〃ホスホロジチオ アート(別名エトプロホス)
六十六	エチル―セカンダリ―ペンチルケトン
六十六の二	N―エチル―N―ニトロソ尿素
六十七	エチル―パラ―ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネ イト(別名EPN)
六十七の二	―エチルピロリジン―ニオン
六十八	〇―エチル―S―フェニル〃エチルホスホノチオロチオ ナート(別名ホノホス)
六十八の二	五―エチル―五―フェニルビツル酸(別名フェ ノバルビタール)
六十八の三	S―エチル〃ヘキサヒドロ―H―アゼピン― カルボチオアート(別名モリネート)
六十九	二―エチルヘキサノ酸
七十	エチルベンゼン
七十の二	(三S・四R)―三―エチル―四―「(二―メチル― H―イミダゾール―五―イル)メチル」オキソラン―二―オ ン(別名ピロカルピン)
七十一	エチルメチルケトンペルオキシド
七十一の二	〇―エチル〃S―メチルプロピル〃(二―オキ ソ―三―チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチア ゼート)
七十二	N―エチルモルホリン
七十二の二	エチレン
七十三	エチレンイミン
七十四	エチレンオキシド

七十五	エチレングリコール
七十五の二	エチレングリコールジエチルエーテル (別名一・二 —ジエトキシエタン)
七十六	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル
七十七	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソ ルブ)
七十八	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別 名セロソルブアセテート)
七十九	エチレングリコールモノノルマル—ブチルエーテル (別 名ブチルセロソルブ)
七十九の二	エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート
八十	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロ ソルブ)
八十一	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
八十二	エチレンクロロヒドリン
八十三	エチレンジアミン
八十三の二	N・N—エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マン ガン (別名マンネブ)
八十四	一・一—エチレン—二・二—ビピリジニウムジプロミ ド (別名ジクアット)
八十五	二—エトキシ—二・二—ジメチルエタン
八十六	二— (四—エトキシフェニル) —二—メチルプロピル 三—フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンプロックス —)
八十七	エピクロロヒドリン
八十七の二	エフェドリン
八十八	一・二—エポキシ—三—イソプロポキシプロパン
八十九	二・三—エポキシ—一—プロパノール
九十	二・三—エポキシ—一—プロパノール
九十一	二・三—エポキシプロピル—フェニルエーテル
九十二	エメリ

九十三	エリオナイト
九十四	塩化亜鉛
九十四の二	塩化アクリロイル
九十五	塩化アリル
九十六	塩化アンモニウム
九十七	塩化シアン
九十八	塩化水素
九十九	塩化チオニル
百	塩化ビニル
百一	塩化ベンジル
百二	塩化ベンゾイル
百三	塩化ホスホリル
百三の二	塩基性フタル酸鉛
百四	塩素
百五	塩素化カンフェン (別名トキサフェン)
百六	塩素化ジフェニルオキシド
百七	黄りん
百八	四・四―オキシビス(ニークロロアニリン)
百九	オキシビス(チオホスホン酸) O・O・O・O―テトラエチル (別名スルホテツブ)
百十	四・四―オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
百十の二	一・一―オキシビス(二・三・四・五・六―ペンタプロモベンゼン) (別名デカプロモジフェニルエーテル)
百十一	オキシビスホスホン酸四ナトリウム
百十一の二	オキシラン―二―カルボキサミド
百十一の三	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
百十二	オクタクロロナフタレン
百十三	一・二・四・五・六・七・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノール
百十四	二―オクタノール

百十四の二	オクタプロモジフェニルエーテル
百十四の三	オクタメチルピロホスホルアミド (別名シユラーダ ン)
百十五	オクタン
百十五の二	オクチルアミン (別名モノオクチルアミン)
百十六	オゾン
百十七	オメガークロロアセトフェノン
百十八	オーラミン
百十九	オルトーアニシジン
百二十	オルトークロロスチレン
百二十一	オルトークロロトルエン
百二十二	オルトージクロロベンゼン
百二十三	オルトーセカンダリーブチルフェノール
百二十四	オルトーニトロアニソール
百二十五	オルトーフタロジニトリル
百二十五の二	過酢酸
百二十六	過酸化水素
百二十七	ガソリン
百二十八	カテコール
百二十九	カドミウム及びその化合物
百三十	カーボンブラック
百三十一	カルシウムシアナミド
百三十二	ギ酸
百三十三	ギ酸エチル
百三十四	ギ酸メチル
百三十五	キシリジン
百三十六	キシレン
百三十六の二	キノリン及びその塩酸塩
百三十七	銀及びその水溶性化合物
百三十八	クメン
百三十九	グルタルアルデヒド

百四十 クレオソート油
 百四十一 クレゾール
 百四十二 クロム及びその化合物
 百四十三 クロロアセチルニクロリド
 百四十四 クロロアセトアルデヒド
 百四十五 クロロアセトン
 百四十六 クロロエタン(別名塩化エチル)
 百四十六の二 ニクロロエタンスルホニルニクロリド
 百四十七 ニクロロ四エチルアミノ六イソプロピルア
 ミノー一・三・五トリアジン(別名アトラジン)
 百四十七の二 N(ニクロロエチル)ニシクロヘキシル
 ニニトロソ尿素
 百四十七の三 N(ニクロロエチル)ニニトロソN
 「(ニR・三R・四S・五R)ニ三・四・五・六テトラヒド
 ロキシニオキソヘキサニニール」尿素
 百四十七の四 N(ニクロロエチル)ニ(四メチルシ
 クロヘキシル)ニニトロソ尿素
 百四十七の五 ニクロロN(エトキシメチル)ニ(ニ
 エチル六メチルフェニル)アセトアミド
 百四十八 四クロロオルトフェニレンジアミン
 百四十八の二 クロロギ酸エチル(別名クロロ炭酸エチル)
 百四十八の三 ニクロロN(三クロロ五トリフルオ
 ロメチルニピリジル)アルファ・アルファ・アルファ
 トリフルオロニ・六ジニトロパラトルイジン(別名フ
 ルアジナム)
 百四十八の四 クロロ酢酸
 百四十九 クロロジフルオロメタン(別名HCF₂Cl)
 百四十九の二 クロロ炭酸フェニルエステル
 百五十 ニクロロ六トリクロロメチルピリジン(別名ニト
 ラピリン)
 百五十の二 ニクロロ四(トリクロロメチル)ベンゼン

百五十の三	クロロトリフルオロエタン (別名H C F C—一三三)
百五十一	二クロロ一・一・二トリフルオロエチルジフル
	オロメチルエーテル (別名エンフルラン)
百五十二	一クロロ一ニトロプロパン
百五十二の二	二クロロニトロベンゼン
百五十三	クロロピクリン
百五十三の二	三(六)クロロピリジン—三—イルメチル—
	一・三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド (別名チアク
	ロプリド)
百五十三の三	四—[四—(四)クロロフェニル]—四—ヒドロ
	キシペリジン—一—イル—一—(四—フルオロフェニル)
	ブタン—一—オン (別名ハロペリドール)
百五十四	クロロフェノール
百五十五	二クロロ一・三—ブタジエン
百五十五の二	一—クロロ一—二—プロパノール
百五十五の三	二—クロロ一—プロパノール
百五十五の四	三—クロロ一・二—プロパンジオール
百五十六	二—クロロプロピオン酸
百五十七	二—クロロベンジリデンマロノニトリル
百五十八	クロロベンゼン
百五十九	クロロペンタフルオロエタン (別名C F C—一一五)
百六十	クロロホルム
百六十一	クロロメタン (別名塩化メチル)
百六十二	四—クロロ—二—メチルアニリン及びその塩酸塩
百六十二の二	〇—三—クロロ—四—メチル—二—オキソ—二H
	—クロメン—七—イル—〇—ジエチル—ホスホロチオアイト
百六十二の三	一—クロロ—二—メチル—一—プロペン (別名—
	—クロロイソブチレン)
百六十三	クロロメチルメチルエーテル
百六十四	軽油

百六十五	けつ岩油
百六十五の二	結晶質シリカ
百六十六	ケテン
百六十七	ゲルマン
百六十八	鉍油
百六十九	五塩化りん
百七十	固形パラフィン
百七十一	五酸化バナジウム
百七十二	コバルト及びその化合物
百七十三	五弗化臭素
百七十四	コールタール
百七十五	コールタールナフサ
百七十五の二	コレカルシフェロール(別名ビタミンD三)
百七十六	酢酸
百七十七	酢酸エチル
百七十八	酢酸一・三―ジメチルブチル
百七十九	酢酸鉛
百八十	酢酸ビニル
百八十一	酢酸ブチル
百八十二	酢酸プロピル
百八十三	酢酸ベンジル
百八十四	酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)
百八十四の二	酢酸マンガン(II)
百八十五	酢酸メチル
百八十六	サチライシン
百八十六の二	三塩化ほう素
百八十七	三塩化りん
百八十八	酸化亜鉛
百八十九	削除
百九十	酸化カルシウム
百九十一	酸化チタン(IV)

百九十二	酸化鉄
百九十三	一・二酸化ブチレン
百九十四	酸化プロピレン
百九十五	酸化メシチル
百九十六	三酸化二ほう素
百九十七	三臭化ほう素
百九十七の二	三弗化アルミニウム
百九十八	三弗化塩素
百九十九	三弗化ほう素
二百	次亜塩素酸カルシウム
二百一	N・N-ジアセチルベンジジン
二百一の二	ジアセトキシプロペン
二百二	ジアセトンアルコール
二百三	ジアゾメタン
二百四	シアナミド
二百五	二-シアノアクリル酸エチル
二百六	二-シアノアクリル酸メチル
二百七	二・四-ジアミノアニソール
二百八	四・四-ジアミノジフェニルエーテル
二百九	四・四-ジアミノジフェニルスルフィド
二百十	四・四-ジアミノ-三・三-ジメチルジフェニルメタン
二百十一	二・四-ジアミノトルエン
二百十二	四アルキル鉛
二百十三	シアン化カリウム
二百十四	シアン化カルシウム
二百十五	シアン化水素
二百十六	シアン化ナトリウム
二百十六の二	(SP-四-二) - ジアンミンジクロリド白金 (別名シスプラチン)
二百十六の三	ジイソブチルアミン
二百十七	ジイソブチルケトン

二百十七の二 二・三・四・五—ジ—O—イソプロピリデン—
 —O—スルファモイル—ベータ—D—フルクトピラノース
 二百十八 ジイソプロピルアミン
 二百十八の二 ジイソプロピル—S— (エチルスルフィニルメチ
 ル)—ジチオホスフェイト
 二百十九 ジエタノールアミン
 二百十九の二 N・N—ジエチル亜硝酸アミド
 二百二十 二—(ジエチルアミノ) エタノール
 二百二十一 ジエチルアミン
 二百二十一の二 ジエチル—四—クロルフェニルメルカプトメチ
 ルジチオホスフェイト
 二百二十二 ジエチルケトン
 二百二十二の二 ジエチル—一—(二・四—ジクロルフェニル)
 —一—クロルビニルホスフェイト
 二百二十二の三 ジエチル—(一・三—ジチオシクロペンチリデ
 ン)—チオホスホルアミド
 二百二十二の四 ジエチルスチルベストロール (別名スチルベス
 トロール)
 二百二十三 ジエチル—パラ—ニトロフェニルチオホスフェイト
 (別名パラチオン)
 二百二十四 一・二—ジエチルヒドラジン
 二百二十四の二 N・N—ジエチルヒドロキシルアミン
 二百二十四の三 ジエチルホスホクロリドチオネート
 二百二十四の四 ジエチレングリコールモノブチルエーテル
 二百二十四の五 ジエチレングリコールモノメチルエーテル (別
 名メチルカルビトール)
 二百二十五 ジエチレントリアミン
 二百二十六 四塩化炭素
 二百二十七 一・四—ジオキササン
 二百二十八 一・四—ジオキササン—二・三—ジイルジチオビス—
 チオホスホン酸) O・O・O・O—テトラエチル (別名ジオキ

サチオン)

- 二百二十九 一・三—ジオキソラン
二百二十九の二 二—(一・三—ジオキソラン—ニ—イル)—フ
 エニル—N—メチルカルバメート
二百二十九の三 シクロスポリン
二百三十 シクロヘキサノール
二百三十一 シクロヘキサノン
二百三十二 シクロヘキサン
二百三十二の二 シクロヘキシミド
二百三十三 シクロヘキシルアミン
二百三十四 二—シクロヘキシルビフェニル
二百三十五 シクロヘキセン
二百三十六 シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
二百三十七 シクロペンタジエン
二百三十八 シクロペンタン
二百三十八の二 シクロホスファミド及びその一水和物
二百三十八の三 二・四—ジクロルフエニル四—ニトロフェニル
 エーテル(別名NIP)
二百三十九 ジクロロアセチレン
二百四十 ジクロロエタン
二百四十の二 四・四—(二・二—ジクロロエタン—一—ジ
 イル)ジ(クロロベンゼン)
二百四十の三 ジクロロエチルホルマール
二百四十一 ジクロロエチレン
二百四十一の二 四・四—(二・二—ジクロロエテン—一—
 ジイル)ジ(クロロベンゼン)
二百四十一の三 ジクロロ酢酸
二百四十二 三・三—ジクロロ—四・四—ジアミノジフェニルメ
 タン
二百四十三 ジクロロジフルオロメタン(別名CFC—一二)
二百四十四 一・三—ジクロロ—五・五—ジメチルイミダゾリジ

ン—二・四—ジオン
 二百四十五 三・五—ジクロロ—二・六—ジメチル—四—ピリジ
 ノール(別名クロピドール)
 二百四十六 ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC—一
 四)
 二百四十七 二・二—ジクロロ—一・一—トリフルオロエタ
 ン(別名HCF₂—二二三)
 二百四十八 一・一—ジクロロ—一—ニトロエタン
 二百四十八の二 一・四—ジクロロ—二—ニトロベンゼン
 二百四十八の三 二・四—ジクロロ—一—ニトロベンゼン
 二百四十八の四 二・二—ジクロロ—N—「二—ヒドロキシ—一
 —(ヒドロキシメチル)—二—(四—ニトロフェニル)エチル
 」アセトアミド(別名クロラムフェニコール)
 二百四十九 三—(三・四—ジクロロフェニル)—一・一—ジメ
 チル尿素(別名ジウロン)
 二百四十九の二 (RS)—三—(三・五—ジクロロフェニル)
 —五—メチル—五—ビニル—一・三—オキサゾリジン—二・四
 —ジオン(別名ビンクロゾリン)
 二百四十九の三 三—(三・四—ジクロロフェニル)—一—メト
 キシ—一—メチル尿素(別名リニユロン)
 二百五十 二・四—ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム
 二百五十一 二・四—ジクロロフェノキシ酢酸
 二百五十一の二 (RS)—二—(二・四—ジクロロフェノキシ
)プロピオン酸(別名ジクロロプロップ)
 二百五十二 一・四—ジクロロ—二—ブテン
 二百五十三 ジクロロフルオロメタン(別名HCF₂—二二)
 二百五十四 一・二—ジクロロプロパン
 二百五十五 二・二—ジクロロプロピオン酸
 二百五十六 一・三—ジクロロプロペン
 二百五十七 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
 二百五十八 四酸化オスミウム

二百五十八の二 ジシアノメタン (別名マロノニトリル)
 二百五十九 ジシアン
 二百六十 ジシクロペンタジエニル鉄
 二百六十一 ジシクロペンタジエン
 二百六十二 二・六—ジ—ターシャリ—ブチル—四—クレゾール
 二百六十三 一・三—ジチオラン—二—イリデンマロン酸ジイソ
 プロピル (別名イソプロチオラン)
 二百六十四 ジチオリン酸O—エチル—O—(四—メチルチオフ
 エニル)—S—ノルマル—プロピル (別名スルプロホス)
 二百六十五 ジチオリン酸O・O—ジエチル—S—(二—エチル
 チオエチル) (別名ジスルホトン)
 二百六十六 ジチオリン酸O・O—ジエチル—S—エチルチオメ
 チル (別名ホレート)
 二百六十六の二 ジチオリン酸O・O—ジエチル—S—(ターシ
 ヤリ—ブチルチオメチル) (別名テルブホス)
 二百六十七 ジチオリン酸O・O—ジメチル—S—(四—オキ
 ソ—一・二・三—ベンゾトリアジン—三(四H)—イル) メチ
 ル (別名アジンホスメチル)
 二百六十八 ジチオリン酸O・O—ジメチル—S—一・二—ビス
 (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)
 二百六十八の二 ジナトリウム—四—アミノ—三—[四—(二・
 四—ジアミノフェニルアゾ)—一・一—ビフェニル—四—イル
 アゾ]—五—ヒドロキシ—六—フェニルアゾ—二・七—ナフタ
 レンジスルホナート (別名C Iダイレクトブラック三十八)
 二百六十九 ジナトリウム—四—(二・四—ジメチルフェニル
)アゾ]—三—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナ
 ト (別名ボンソーMX)
 二百七十 ジナトリウム—八—[三・三—ジメチル—四—[「
 四—[「(四—メチルフェニル)スルホニル」オキシ]フェニ
 ル」アゾ]「一・一—ビフェニル」—四—イル」アゾ]—七—
 ヒドロキシ—一・三—ナフタレンジスルホナート (別名C Iア

シッドレッド百十四)

- 二百七十一 ジナトリウム||三―ヒドロキシ―四―「(二・四・五―トリメチルフェニル)アゾ」―二・七―ナフタレンジスルホナート (別名ボンソー三R)
- 二百七十二 二・四―ジニトロトルエン
- 二百七十二の二 二・六―ジニトロトルエン
- 二百七十二の三 二・四―ジニトロフェノール
- 二百七十三 ジニトロベンゼン
- 二百七十三の二 二・四―ジニトロロー六―(二―メチルプロピル)―フェノール
- 二百七十四 二―(ジ―ノルマル―ブチルアミノ)エタノール
- 二百七十五 ジ―ノルマル―プロピルケトン
- 二百七十五の二 ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)
- 二百七十六 ジビニルベンゼン
- 二百七十六の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン
- 二百七十七 ジフェニルアミン
- 二百七十七の二 五・五―ジフェニル―二・四―イミダゾリジンジオン
- 二百七十八 ジフェニルエーテル
- 二百七十八の二 ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト
- 二百七十九 一・二―ジプロモエタン (別名EDB)
- 二百八十 一・二―ジプロモ―三―クロロプロパン
- 二百八十一 ジプロモジフルオロメタン
- 二百八十一の二 ジベンゾ「a・j」アクリジン
- 二百八十一の三 ジベンゾ「a・h」アントラセン (別名一・二・五・六―ジベンゾアントラセン)
- 二百八十二 ジベンゾイルペルオキシド
- 二百八十三 ジボラン
- 二百八十四 N・N―ジメチルアセトアミド

- 二百八十五 N・N—ジメチルアニリン
- 二百八十六 「四—」〔四—〕(ジメチルアミノ)フェニル「四—」
「エチル(三—スルホベンジル)アミノ」フェニル「メチリ
デン」シクロヘキサ—二・五—ジエン—「イリデン」(エ
チル) (三—スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩
(別名ベンジルバイオレット四B)
- 二百八十六の二 (四—)〔四—〕(ジメチルアミノ)フェニル「
(フェニル)メチリデン」シクロヘキサ—二・五—ジエン—
「イリデン」(ジメチル)アンモニウムクロリド(別名マラ
カイトグリーン塩酸塩)
- 二百八十七 ジメチルアミン
- 二百八十七の二 N・N—ジメチルエチルアミン
- 二百八十八 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
(別名メチルジメトン)
- 二百八十九 ジメチルエトキシシラン
- 二百九十 ジメチルカルバモイルクロリド
- 二百九十の二 三・七—ジメチルキサンチン(別名テオプロミン)
- 二百九十一 ジメチル—二・二—ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
- 二百九十二 ジメチルジスルフィド
- 二百九十二の二 N・N—ジメチルチオカルバミン酸S—四—フ
エノキシブチル(別名フェノチオカルブ)
- 二百九十二の三 O・O—ジメチル—チオホスホリルクロリド
- 二百九十二の四 ジメチル—二・二—トリクロロ—「ヒド
ロキシエチルホスホナート(別名DEP)
- 二百九十三 N・N—ジメチルニトロソアミン
- 二百九十四 ジメチル—パラ—ニトロフェニルチオホスフェイト
(別名メチルパラチオン)
- 二百九十五 ジメチルヒドラジン
- 二百九十六 一・一—ジメチル—四・四—ピピリジニウム塩

二百九十七	ニ―(四・六―ジメチル―ニ―ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル)安息香酸メチル(別名スルホメチユロンメチル)
二百九十八	N・N―ジメチルホルムアミド
二百九十九	(一R・三R)―ニ・ニ―ジメチル―三―(ニ―メチル―プロペニル)シクロプロパンカルボン酸(五―フェニルメチル―三―フラニル)メチル
二百九十九の二	一・ニ―ジメトキシエタン
三百	―(二・五―ジメトキシフェニル)アゾ―ニ―ナフトール(別名シトラスレッドナンバー二)
三百一	臭化エチル
三百二	臭化水素
三百三	臭化メチル
三百四	しゅう酸
三百四の二	十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物
三百五	臭素
三百六	臭素化ビフェニル
三百七	硝酸
三百八	硝酸アンモニウム
三百九	硝酸ノルマル―プロピル
三百十	硝酸リチウム
三百十一	しょう腦
三百十二	シラン
三百十三	ジルコニウム化合物
三百十四	人造鈹物繊維
三百十五	水銀及びその無機化合物
三百十六	水酸化カリウム
三百十七	水酸化カルシウム
三百十八	水酸化セシウム
三百十九	水酸化ナトリウム
三百二十	水酸化リチウム

三百二十一	水素化リチウム
三百二十二	すず及びその化合物
三百二十三	スチレン
三百二十四	削除
三百二十五	ステアリン酸ナトリウム
三百二十六	ステアリン酸鉛
三百二十七	ステアリン酸マグネシウム
三百二十八	ストリキニーネ
三百二十九	石油エーテル
三百三十	石油ナフサ
三百三十一	石油ベンジン
三百三十二	セスキ炭酸ナトリウム
三百三十二の二	L-セリル-L-バリル-L-セリル-L-グルタミル-L-イソロイシル-L-グルタミル-L-ロイシル-L-メチオニル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-ロイシルグリシル-L-リシル-L-ヒスチジル-L-ロイシル-L-アスパラギニル-L-セリル-L-メチオニル-L-グルタミル-L-アルギニル-L-バリル-L-グルタミル-L-トリプトフィル-L-ロイシル-L-アルギニル-L-リシル-L-リシル-L-ロイシル-L-グルタミル-L-アスパルチル-L-バリル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-フェニルアラニン(別名テリパラチド)
三百三十三	セレン及びその化合物
三百三十三の二	ダイオキシシン類(別表第三第一号3に掲げる物に該当するものを除く。)
三百三十四	ニ-ターシャリーブチルイミノ-ニ-イソプロピル-五-フェニルテトラヒドロ-四H-1・3・5-チアジジン-四-オン(別名ブプロフェジン)
三百三十四の二	三-(四-ターシャリーブチルフェニル)-ニ-メチルプロパナル
三百三十五	タリウム及びその水溶性化合物

- 三百三十六 炭化けい素
 三百三十七 タングステン及びその水溶性化合物
 三百三十七の二 炭酸リチウム
 三百三十八 タンタル及びその酸化物
 三百三十八の二 二―(一・三―チアゾール―四―イル)―一H
 ―ベンゾイミダゾール
 三百三十八の三 二―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ
 ―二H―一・三・五―チアジジン (別名ダゾメット)
 三百三十九 チオジ (パラ―フェニレン)―ジオキシ―ビス (チ
 オスホン酸) O・O・O・O―テトラメチル (別名テメホス
 一)
 三百四十 チオ尿素
 三百四十一 四・四―チオビス (六―ターシャリーブチル―三―
 メチルフェノール)
 三百四十二 チオフェノール
 三百四十三 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(二―イソプロ
 ピル―六―メチル―四―ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
 三百四十四 チオりん酸O・O―ジエチル―エチルチオエチル (別
 名ジメトン)
 三百四十五 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(六―オキソ―
 一―フェニル―一・六―ジヒドロ―三―ピリダジニル) (別名
 ピリダフェンチオン)
 三百四十六 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(三・五・六―
 トリクロロ―二―ピリジル) (別名クロルピリホス)
 三百四十六の二 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(二―ピラ
 ジニル) (別名チオナジン)
 三百四十七 チオりん酸O・O―ジエチル―O―〔四―(メチル
 スルフィニル)フェニル〕 (別名フェンスルホチオン)
 三百四十八 チオりん酸O・O―ジメチル―O―(二・四・五―
 トリクロロフェニル) (別名ロンネル)
 三百四十九 チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―

四一ニトロフェニル	(別名フェニトロチオン)
三百五十	チオりん酸O・Oジメチル—O—(三一メチル—四 —メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)
三百五十一	デカボラン
三百五十一の二	デキストラン鉄
三百五十二	鉄水溶性塩
三百五十三	一・四・七・八—テトラアミノアントラキノン(別 名ジスパースブルー)
三百五十四	テトラエチルチウムジスルフィド(別名ジスルフ イラム)
三百五十五	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)
三百五十六	テトラエトキシシラン
三百五十七	一・一・二・二—テトラクロロエタン(別名四塩化 アセチレン)
三百五十八	N—(一・一・二・二—テトラクロロエチルチオ) —一・二・三・六—テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタ フォル)
三百五十九	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
三百六十	削除
三百六十一	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC—一 二)
三百六十二	テトラクロロナフタレン
三百六十三	一・二・三・四—テトラクロロベンゼン
三百六十四	テトラナトリウム三・三—(三・三—ジメチル —四・四—ビフェニリレン)ビス(アゾ)「ビス[五—アミノ —四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート]」(別 名トリパンブルー)
三百六十五	テトラナトリウム三・三—(三・三—ジメトキ シ—四・四—ビフェニリレン)ビス(アゾ)「ビス[五—アミ ノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート]」(別 名CIダイレクトブルー十五)

三百六十六	テトラニトロメタン
三百六十七	テトラヒドロフラン
三百六十七の二	テトラヒドロメチル無水フタル酸
三百六十八	テトラフルオロエチレン
三百六十八の二	二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ(Z)―Ⅲ―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―Ⅰ―プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)
三百六十九	一・一・二・二―テトラブロモエタン
三百七十	テトラブロモメタン
三百七十一	テトラメチルこはく酸ニトリル
三百七十二	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
三百七十二の二	テトラメチル尿素
三百七十三	テトラメトキシシラン
三百七十四	テトリル
三百七十五	テルフェニル
三百七十六	テルル及びその化合物
三百七十七	テレピン油
三百七十八	テレフタル酸
三百七十九	銅及びその化合物
三百八十	灯油
三百八十の二	(一S―トランス)―七―クロロ―二・四・六―トリメトキシ―六―メチルスピロ「ベンゾフラン―二(三H)・一―シクロヘキサ―二―エン」―三・四―ジオン(別名グリセオフルビン)
三百八十の三	トリウムⅡピス(エタンジオアート)
三百八十一	トリエタノールアミン
三百八十二	トリエチルアミン
三百八十二の二	トリエチレンチオホスホルアミド(別名チオテパ)

三百八十二の三	トリクロロアセトアルデヒド (別名クロラール)
三百八十三	トリクロロエタン
三百八十三の二	二・二・二トリクロロ一・一エタンジオール (別名抱水クロラール)
三百八十四	トリクロロエチレン
三百八十五	トリクロロ酢酸
三百八十六	一・一・二トリクロロ一・二・二トリフルオロエタン
三百八十七	トリクロロナフタレン
三百八十八	一・一・一トリクロロ二・二・二ビス (四クロロフェニル) エタン (別名DDT)
三百八十九	一・一・一トリクロロ二・二・二ビス (四メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)
三百八十九の二	トリクロロ (フェニル) シラン
三百九十	二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸
三百九十一	トリクロロフルオロメタン (別名CFC一三)
三百九十二	一・二・三トリクロロプロパン
三百九十三	一・二・四トリクロロベンゼン
三百九十四	トリクロロメチルスルフェニルクロリド
三百九十五	N (トリクロロメチルチオ) 一・二・三・六テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタン)
三百九十六	トリシクロヘキシルすずヒドロキシド
三百九十七	一・三・五トリリス (二・三エポキシプロピル) 一・三・五トリアジン 二・四・六 (一H・三H・五H) トリオン
三百九十八	トリス (N・Nジメチルジチオカルバメート) 鉄 (別名ファーマム)
三百九十九	トリニトロトルエン
三百九十九の二	トリニトロレゾルシン鉛
四百	トリフェニルアミン

四百の二	トリブチルアミン
四百一	トリプロモメタン
四百二	二トリメチルアセチル—一・三—インダンジオン
四百二の二	二・四・六—トリメチルアニリン (別名メシジン)
四百三	トリメチルアミン
四百三の二	一・三・七—トリメチルキサンチン (別名カフェイン)
四百四	トリメチルベンゼン
四百四の二	一・一—トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル
四百四の三	五—「(三・四・五—トリメトキシフェニル)メチル」ピリミジン—二・四—ジアミン
四百五	トリレンジイソシアネート
四百六	トルイジン
四百七	トルエン
四百七の二	ナトリウム—二—プロピルペンタノアート
四百八	ナフタレン
四百八の二	ナフタレン—一・四—ジオン
四百九	—一—ナフチルチオ尿素
四百十	—一—ナフチル—N—メチルカルバメート (別名カルバリル)
四百十一	鉛及びその無機化合物
四百十二	二亜硫酸ナトリウム
四百十三	ニコチン
四百十三の二	二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物
四百十四	二酸化硫黄
四百十五	二酸化塩素
四百十六	二酸化窒素
四百十六の二	二硝酸ジオキシドウラン (VI) 六水和物
四百十七	二硝酸プロピレン
四百十八	ニッケル及びその化合物

四百十九	ニトリロ三酢酸
四百二十	五―ニトロアセナフテン
四百二十一	ニトロエタン
四百二十二	ニトログリコール
四百二十三	ニトログリセリン
四百二十三の二	六―ニトロクリセン
四百二十四	ニトロセルローズ
四百二十四の二	N―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアン モノウム塩
四百二十五	N―ニトロソモルホリン
四百二十六	ニトロトルエン
四百二十六の二	―ニトロピレン
四百二十六の三	―(四―ニトロフェニル)―三―(三―ピリ ジルメチル)ウレア
四百二十七	ニトロプロパン
四百二十八	ニトロベンゼン
四百二十九	ニトロメタン
四百二十九の二	二ナトリウム エタン―一・二―ジイルジカル バモジチオアート
四百三十	乳酸ノルマル―ブチル
四百三十一	二硫化炭素
四百三十二	ノナン
四百三十三	ノルマル―ブチルアミン
四百三十四	ノルマル―ブチルエチルケトン
四百三十五	ノルマル―ブチル―二・三―エポキシプロピルエー テル
四百三十六	N―「―(N―ノルマル―ブチルカルバモイル) ―H―二―ベンゾイミダゾリル」カルバミン酸メチル(別名 ベノミル)
四百三十六の二	発煙硫酸
四百三十七	白金及びその水溶性塩

四百三十八	ハフニウム及びその化合物
四百三十九	パラアニシジン
四百三十九の二	パラエトキシシアセトアニリド (別名フェナセチン)
四百四十	パラクロロアニリン
四百四十の二	パラクロロアルファ・アルファ・アルファ・トリフルオロトルエン
四百四十の三	パラクロロトルエン
四百四十一	パラジクロロベンゼン
四百四十二	パラジメチルアミノアゾベンゼン
四百四十二の二	パラターシャリーブチル安息香酸
四百四十三	パラターシャリーブチルトルエン
四百四十四	パラニトロアニリン
四百四十四の二	パラニトロ安息香酸
四百四十五	パラニトロクロロベンゼン
四百四十六	パラフェニルアゾアニリン
四百四十七	パラベンジノン
四百四十七の二	パラメトキシニトロベンゼン
四百四十八	パラメトキシフェノール
四百四十九	バリウム及びその水溶性化合物
四百四十九の二	ニ・ニ・ビオキシラン
四百五十	ピクリン酸
四百五十一	ビス(ニ・三・エポキシプロピル)エーテル
四百五十二	一・三・ビス「(ニ・三・エポキシプロピル)オキシシ」ベンゼン
四百五十二の二	四「四」[ビス(ニクロロエチル)アミノ「フェニル」]ブタン酸
四百五十三	ビス(ニクロロエチル)エーテル
四百五十四	ビス(ニクロロエチル)スルフィド (別名マスタードガス)
四百五十四の二	N・N・ビス(ニクロロエチル)―ニ―ナフ

チルアミン	
四百五十四の三	N・N-ビス(二クロロエチル)―N-ニトロ尿素
四百五十四の四	ビス(二クロロエチル)メチルアミン(別名HN二)
四百五十五	N・N-ビス(二クロロエチル)メチルアミン―オキシド
四百五十五の二	ビス(三・四-ジクロロフェニル)ジアゼン
四百五十六	ビス(ジチオリン酸)S・S-メチレン-O・O・O・O-テトラエチル(別名エチオン)
四百五十七	ビス(二-ジメチルアミノエチル)エーテル
四百五十七の二	二・二-ビス(四-ハイドロキシ-三・五-ジプロモフェニル)プロパン
四百五十七の三	五・八-ビス[二-二(二-ヒドロキシエチルアミノ)エチルアミノ]―四-アントラキノンジオール 二塩酸塩
四百五十七の四	三・三-ビス(四-ヒドロキシフェニル)―三-ジヒドロイソベンゾフラン―オン(別名フェノールフタレイン)
四百五十七の五	S・S-ビス(一-メチルプロピル) O-エチル ホスホロジチオアート(別名カズサホス)
四百五十八	砒素及びその化合物
四百五十九	ヒドラジン及びその一水和物
四百六十	ヒドラジンチオカルボヒドラジド
四百六十の二	二-ヒドロキシアセトニトリル
四百六十の三	三-ヒドロキシ-一・三・五(十)―エストラトリエン-十七-オン(別名エストロン)
四百六十の四	八-ヒドロキシキノリン(別名八-キノリノール)
四百六十の五	(五S・五aR・八aR・九R)―九-〔四-ヒドロキシ-三・五-ジメトキシフェニル〕―八-オキソ-五・

五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ〔三・四・六・七
 〕ナフト〔二・三―d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イルⅡ
 四・六―O―〔(R)―エチリデン〕―ベーターD―グルコピ
 ラノシド(別名エトポシド)
 四百六十の六 (五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒ
 ドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)―八―オキソ―五・
 五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ〔三・四・六・七
 〕ナフト〔二・三―d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イルⅡ
 四・六―O―〔(R)―チエニルメチリデン〕―ベーター
 D―グルコピラノシド(別名テニポシド)
 四百六十の七 N―(ヒドロキシメチル)アクリルアミド
 四百六十一 ヒドロキノン
 四百六十二 四―ビニル―シクロヘキセン
 四百六十三 四―ビニルシクロヘキセンジオキシド
 四百六十四 ビニルトルエン
 四百六十四の二 四―ビニルピリジン
 四百六十四の三 N―ビニル―ニ―ピロリドン
 四百六十五 ビフェニル
 四百六十六 ピペラジン二塩酸塩
 四百六十七 ピリジン
 四百六十八 ピレトラム
 四百六十八の二 フィズスチグミン(別名エセリン)
 四百六十八の三 フェニルアセトニトリル(別名シアン化ベンジ
 ル)
 四百六十八の四 フェニルイソシアネート
 四百六十九 フェニルオキシラン
 四百六十九の二 二―(フェニルパラクロルフェニルアセチル)
 ー・三―インダンジオン
 四百七十 フェニルヒドラジン
 四百七十一 フェニルホスフィン
 四百七十二 フェニレンジアミン

四百七十三	フェノチアジン
四百七十四	フェノール
四百七十五	フェロバナジウム
四百七十六	一・三―ブタジエン
四百七十七	ブタノール
四百七十七の二	フタル酸ジイソブチル
四百七十八	フタル酸ジエチル
四百七十八の二	フタル酸ジシクロヘキシル
四百七十九	フタル酸ジノルマル―ブチル
四百七十九の二	フタル酸ジヘキシル
四百七十九の三	フタル酸ジペンチル
四百八十	フタル酸ジメチル
四百八十の二	フタル酸ノルマル―ブチル ベンジル
四百八十一	フタル酸ビス(二―エチルヘキシル) (別名DEH)
四百八十二	ブタン
四百八十二の二	ブタン―一・四―ジイル ジメタンスルホナ―
四百八十二の三	二・三―ブタンジオン (別名ジアセチル)
四百八十三	一―ブタンチオール
四百八十三の二	ブチルイソシアネート
四百八十三の三	ブチルリチウム
四百八十四	弗化カルボニル
四百八十五	弗化ビニリデン
四百八十六	弗化ビニル
四百八十六の二	弗素エデン閃石
四百八十七	弗素及びその水溶性無機化合物
四百八十八	二―ブテナール
四百八十八の二	ブテン
四百八十八の三	五―フルオロウラシル
四百八十九	フルオロ酢酸ナトリウム

四百九十 フルフラール
 四百九十一 フルフリルアルコール
 四百九十二 一・三―プロパンスルトン
 四百九十二の二 プロパンニトリル(別名プロピオノニトリル)
 四百九十二の三 プロピオンアルデヒド
 四百九十三 プロピオン酸
 四百九十四 プロピルアルコール
 四百九十四の二 二―プロピル吉草酸
 四百九十五 プロピレンイミン
 四百九十六 プロピレンダリコールモノメチルエーテル
 四百九十六の二 N・N―プロピレンビス(ジチオカルバミン酸
)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)
 四百九十七 二―プロピン―オール
 四百九十七の二 プロペン
 四百九十七の三 プロムアセトン
 四百九十八 プロモエチレン
 四百九十九 二―プロモ―二―クロロ―一・一―トリフルオ
 ロエタン(別名ハロタン)
 五百 プロモクロロメタン
 五百の二 プロモジクロロ酢酸
 五百一 プロモジクロロメタン
 五百二 五―プロモ―三―セカンダリーブチル―六―メチル―一
 ・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―二・四―ジオン(別
 名プロマシル)
 五百三 プロモトリフルオロメタン
 五百三の二 一―プロモプロパン
 五百四 二―プロモプロパン
 五百四の二 三―プロモ―一―プロペン(別名臭化アリル)
 五百五 ヘキサクロロエタン
 五百六 一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポ
 キシ―一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―

エキソ	一・四	エンド	一・五・八	ジメタノナフタレン	(別名 デイルドリン)
五百七	一・二・三・四・十・十一	ヘキサクロロ	一・六・七	エポ	
キシ	一・四・四a・五・六・七・八	オクタヒドロ			
エンド	一・四	エンド	一・五・八	ジメタノナフタレン	(別名 エンドリン)
五百八	一・二・三・四・五・六	ヘキサクロロシクロ		ヘキサン	
(別名 リンデン)					
五百九	ヘキサクロロシクロ	ペンタジエン			
五百十	ヘキサクロロ	ナフタレン			
五百十一	一・四・五・六・七・七	ヘキサクロロビシクロ	「二		
・二・一	」	ヘプテン	一・二・三	ジカルボン酸	(別名ク レンド酸)
五百十二	一・二・三・四・十・十一	ヘキサクロロ	一・四・四		
a・五・八・八a	ヘキサヒドロ	エキソ	一・四	エンド	
五・八	ジメタノナフタレン	(別名アルドリン)			
五百十三	ヘキサクロロ	ヘキサヒドロ	メタノベンゾ	ジオキサチエ	
ピントキサイド	(別名ベンゾエピン)				
五百十四	ヘキサクロロ	ベンゼン			
五百十五	ヘキサヒドロ	一・三・五	トリニトロ	一・三・五	
トリアジン	(別名シクロナイト)				
五百十六	ヘキサフルオロ	アセトン			
五百十六の二	ヘキサフルオロアルミン酸	三ナトリウム			
五百十六の三	ヘキサフルオロ	プロペン			
五百十六の四	ヘキサプロモ	シクロドデカン			
五百十六の五	ヘキサメチル	パラローズ	アニリン	クロリド	(別名 クリスタルバイオレット)
五百十七	ヘキサメチル	ホスホリ	ック	トリアミド	
五百十八	ヘキサメチレン	ジアミン			
五百十九	ヘキサメチレン	ジイソシアネート			
五百二十	ヘキサン				

五百二十一	一―ヘキセン
五百二十二	ベータ―ブチロラクトン
五百二十三	ベータ―プロピオラクトン
五百二十四	一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―二・三―エポキシ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―
五百二十五	四・七―メタノ―H―インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)
五百二十六	一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a
五百二十七	・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―H―インデン (別名ヘプタクロル)
五百二十八	ヘプタン
五百二十九	ペルオキシ二硫酸アンモニウム
五百三十	ペルオキシ二硫酸カリウム
五百三十一	ペルオキシ二硫酸ナトリウム
五百三十二	ペルフルオロオクタノ酸及びそのアンモニウム塩
五百三十三	ペルフルオロ (オクタノ――スルホン酸) (別名PFOS)
五百三十四	ペルフルオロノナン酸
五百三十五	ベンジルアルコール
五百三十六	ベンゼン
五百三十七	一・二・四―ベンゼントリカルボン酸 一・二―無水物
五百三十八	ベンゾ [a] アントラセン
五百三十九	ベンゾ [a] ピレン
五百四十	ベンゾフラン
五百四十一	ベンゾ [e] フルオラセン
五百四十二	ペンタカルボニル鉄
五百四十三	ペンタクロロナフタレン
五百四十四	ペンタクロロニトロベンゼン
五百四十五	ペンタクロロフェノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩

五百四十	一―ペンタナール
五百四十一	一・一・三・三・三―ペンタフルオロー二―(トリフルオロメチル)―プロペン(別名PFI B)
五百四十二	ペンタボラン
五百四十三	ペンタン
五百四十三の二	ほう酸アンモニウム
五百四十四	ほう酸及びそのナトリウム塩
五百四十五	ホスゲン
五百四十五の二	ポリ「グアニジン・N・N―ジイルヘキサニ―一・六―ジイルイミノ(イミノメチレン)」塩酸塩
五百四十六	(二―ホルミルヒドラジノ)―四―(五―ニトロ―二―フリル)チアゾール
五百四十七	ホルムアミド
五百四十八	ホルムアルデヒド
五百四十九	マゼンタ
五百五十	マンガン及びその無機化合物
五百五十一	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
五百五十二	無水酢酸
五百五十三	無水フタル酸
五百五十四	無水マレイン酸
五百五十五	メタ―キシリレンジアミン
五百五十六	メタクリル酸
五百五十六の二	メタクリル酸二―イソシアナトエチル
五百五十六の三	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
五百五十六の四	メタクリル酸クロリド
五百五十六の五	メタクリル酸二―(ジエチルアミノ)エチル
五百五十七	メタクリル酸メチル
五百五十八	メタクリロニトリル
五百五十九	メタ―ジシアノベンゼン

五百六十 メタノール
 五百六十の二 メタバナジン酸アンモニウム
 五百六十の三 メタンスルホニルクロリド
 五百六十の四 メタンスルホニルフルオリド
 五百六十一 メタンスルホン酸エチル
 五百六十二 メタンスルホン酸メチル
 五百六十三 メチラー
 五百六十四 メチルアセチレン
 五百六十五 N-メチルアニリン
 五百六十六 二・二-「四」(メチルアミノ)-三ニトロフ
 エニル「アミノ」ジエタノール(別名HCブルーナンバー)
 五百六十七 N-メチルアミノホスホン酸O-(四)ターシャリ
 ブチル-ニクロロフェニル-O-メチル(別名クルホメ
 ート)
 五百六十八 メチルアミン
 五百六十八の二 メチルイソチオシアネート
 五百六十九 メチルイソブチルケトン
 五百六十九の二 メチルイソプロペニルケトン
 五百七十 メチルエチルケトン
 五百七十一 N-メチルカルバミン酸ニイソプロピルオキシフ
 エニル(別名プロポキシル)
 五百七十二 N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二
 -ジメチル-七-ベンゾ「b」フラニル(別名カルボフラン)
 五百七十三 N-メチルカルバミン酸ニセカンダリーブチルフ
 エニル(別名フェノブカルブ)
 五百七十三の二 メチルニカルボノクロリダート
 五百七十三の三 メチルニクロロ-五-(四・六)ジメトキ
 シ-ニ-ピリミジニルカルバモイルスルファミル)-メ
 チルピラゾール-四-カルボキシラート(別名ハロスルフロ
 ンメチル)
 五百七十四 メチルシクロヘキサノール

五百七十五	メチルシクロヘキサノン
五百七十六	メチルシクロヘキサン
五百七十七	ニメチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマ ンガン
五百七十七の二	N—メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム 酸)
五百七十八	ニメチル—四・六—ジニトロフェノール
五百七十九	ニメチル—三・五—ジニトロベンズアミド (別名 ジニトルミド)
五百七十九の二	メチル—N・N—ジメチル—N—「(メチルカ ルバモイル) オキシ」——チオオキサムイミデート (別名オ キサミル)
五百八十	メチル—ターシャリ—ブチルエーテル (別名MTBE)
五百八十一	五—メチル—一・二・四—トリアゾロ「三・四—b 」—ベンゾチアゾール (別名トリシクラゾール)
五百八十二	ニメチル—四—(ニ—トリルアゾ) アニリン
五百八十二の二	メチルナフタレン
五百八十二の三	ニメチル—五—ニトロアニリン
五百八十三	ニメチル—一—ニトロアントラキノン
五百八十四	N—メチル—N—ニトロソカルバミン酸エチル
五百八十四の二	N—メチル—N—ニトロソ尿素
五百八十四の三	N—メチル—N—ニトロ—N—ニトロソグアニ ジン
五百八十五	メチル—ノルマル—ブチルケトン
五百八十六	メチル—ノルマル—ペンチルケトン
五百八十七	メチルヒドラジン
五百八十八	メチルビニルケトン
五百八十八の二	三—(ニ—メチル—ニ—ピロリジン) ピリジ ン硫酸塩 (別名ニコチン硫酸塩)
五百八十八の三	N—メチル—ニ—ピロリドン

五百八十九 一—「(二—メチルフエニル)アゾ」—二—ナフト
 ール(別名オイルオレンジSS)
 五百八十九の二 三—メチル—(プロパン—ニ—イル)—
 H—ピラゾール—五—イル||ジメチルカルバマート
 五百九十 メチルプロピルケトン
 五百九十の二 メチル—(四—ブロム—二—五—ジクロルフエ
 ル)—チオノベンゼンホスホネイト
 五百九十一 五—メチル—二—ヘキサノン
 五百九十一の二 メチル||ベンゾイミダゾール—二—イルカルバ
 マート(別名カルベンダジム)
 五百九十二 四—メチル—二—ペンタノール
 五百九十三 二—メチル—二—四—ペンタンジオール
 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド
 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル
 五百九十四 N—メチルホルムアミド
 五百九十五 S—メチル—N—(メチルカルバモイルオキシ)チ
 オアセチミデート(別名メソミル)
 五百九十五の二 二—メチル—「四—(メチルチオ)フェニ
 ル」—二—モルホリノ—プロパノン
 五百九十五の三 七—メチル—三—メチレン—一—六—オクタジ
 エン
 五百九十六 メチルメルカプタン
 五百九十七 四・四—メチレンジアニリン
 五百九十八 メチレンビス(四・—シクロヘキシレン)||ジイ
 ソシアネート
 五百九十八の二 四・四—メチレンビス(N・N—ジメチルアニ
 リン)
 五百九十八の三 メチレンビスチオシアネート
 五百九十九 メチレンビス(四・—フェニレン)||ジイソシア
 ネット(別名MDI)
 五百九十九の二 四・四—メチレンビス(二—メチルシクロヘキ

サンアミン)	
五百九十九の三	メトキシ酢酸
五百九十九の四	四―メトキシ―七H―フロ「三・二―g」
「ベンゾピラン―七―オン	
五百九十九の五	九―メトキシ―七H―フロ「三・二―g」
「ベンゾピラン―七―オン	
五百九十九の六	四―メトキシベンゼン―一・三―ジアミン硫酸
塩	
六百	二―メトキシ―五―メチルアニリン
六百一	「二―メトキシ―二―メチルエトキシ」―二―プロ
パノール	
六百一の二	二―メトキシ―二―メチルブタン (別名ターシヤリ
「アミルメチルエーテル)	
六百二	メルカプト酢酸
六百二の二	六―メルカプトプリン
六百二の三	二―メルカプトベンゾチアゾール
六百二の四	モノフルオール酢酸
六百二の五	モノフルオール酢酸アミド
六百二の六	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド
六百三	モリブデン及びその化合物
六百四	モルホリン
六百五	沃素及びその化合物
六百六	ヨードホルム
六百六の二	四ナトリウム「六・六―「三・三―ジメトキシ」
「一・一―ビフェニル」―四・四―ジイル)ビス(ジアゼニル)	
「ビス(四―アミノ―五―ヒドロキシナフタレン―一・三―ジ	
スルホナート)	
六百六の三	四ナトリウム「六・六―「一・一―ビフェニル
「一四・四―ジイル)ビス(ジアゼニル)」ビス(四―アミノ	
―五―ヒドロキシナフタレン―二・七―ジスルホナート)	
六百六の四	ラクトニトリル (別名アセトアルデヒドシアンヒド

六百六の五	ラサロシド
六百六の六	リチウム ビス (トリフルオロメタンスルホン) イ
ミド	
六百七	硫化カリウム
六百七の二	硫化カルボニル
六百八	硫化ジメチル
六百九	硫化水素
六百十	硫化水素ナトリウム
六百十一	硫化ナトリウム
六百十二	硫化りん
六百十三	硫酸
六百十四	硫酸ジイソプロピル
六百十五	硫酸ジエチル
六百十六	硫酸ジメチル
六百十七	りん化水素
六百十八	りん酸
六百十九	りん酸ジノルマル―ブチル
六百二十	りん酸ジノルマル―ブチル フェニル
六百二十一	りん酸一・二―ジブプロモ―二・二―ジクロロエチル ジメチル (別名ナレド)
六百二十二	りん酸ジメチル (E) ―― (N・N―ジメチルカルバモイル) ――プロペン―ニ―イル (別名ジクロトホス)
六百二十三	りん酸ジメチル (E) ―― (N―メチルカルバモイル) ――プロペン―ニ―イル (別名モノクロトホス)
六百二十四	りん酸ジメチル ―メトキシカルボニル――プロペン―ニ―イル (別名メビンホス)
六百二十五	りん酸トリス (二―クロロエチル)
六百二十六	りん酸トリス (二・三―ジブプロモプロピル)
六百二十六の二	りん酸トリス (ジメチルフェニル)

六百二十六の三 | りん酸トリトリル
六百二十七 | りん酸トリソルマルーブチル
六百二十八 | りん酸トリフェニル
六百二十八の二 | りん酸トリメチル
六百二十九 | レソルシノール
六百三十 | 六塩化ブタジエン
六百三十一 | ロジウム及びその化合物
六百三十二 | ロジン
六百三十三 | ロテノン

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）【公布の日施行】
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百四十五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五百四十五の二 ポリ「グアニジン-N・N'-ジイルヘキサニール-1,6-ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。</p> <p>五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド</p> <p>五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル</p> <p>（削る）</p> <p>別表第九第五百九十四号を次のように改める。</p> <p>五百九十四 N-メチルホルムアミド</p> <p>（略）</p>	<p>労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五百四十五の二 ポリ「グアニジン-N・N'-ジイルヘキサニール-1,6-ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百九十三号の次に次の三号を加える。</p> <p>五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド</p> <p>五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル</p> <p>五百九十三の四 N-メチルホルムアミド</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>

政令第二百六十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第一項及び
第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

別表第九第八十九号を次のように改める。

百八十九 削除

別表第九第三百二十号の二を削り、同表第三百二十四号を次のように改める。

三百二十四 削除

別表第九第三百六十号を次のように改める。

三百六十 削除

別表第九第五百四十五号の二を削り、同表第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 削除

第二条 労働安全衛生法施行令の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「白金」、
「フェロバナジウム」及び「モリブデン」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「(前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。)」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格 Z 七二五二（GHS）に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

第十八条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

別表第九を次のように改める。

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

- 一 アリル水銀化合物
- 二 アルキルアルミニウム化合物
- 三 アルキル水銀化合物
- 四 アルミニウム及びその水溶性塩
- 五 アンチモン及びその化合物
- 六 イットリウム及びその化合物
- 七 インジウム及びその化合物
- 八 ウラン及びその化合物
- 九 カドミウム及びその化合物
- 十 銀及びその水溶性化合物
- 十一 クロム及びその化合物
- 十二 コバルト及びその化合物
- 十三 ジルコニウム化合物

- 十四 水銀及びその無機化合物
- 十五 すず及びその化合物
- 十六 セレン及びその化合物
- 十七 タリウム及びその水溶性化合物
- 十八 タングステン及びその水溶性化合物
- 十九 タンタル及びその酸化物
- 二十 鉄水溶性塩
- 二十一 テルル及びその化合物
- 二十二 銅及びその化合物
- 二十三 鉛及びその無機化合物
- 二十四 ニッケル及びその化合物
- 二十五 白金及びその水溶性塩
- 二十六 ハフニウム及びその化合物

二十七 バリウム及びその水溶性化合物

二十八 砒素及びその化合物

二十九 弗素及びその水溶性無機化合物

三十 マンガン及びその無機化合物

三十一 モリブデン及びその化合物

三十二 沃素及びその化合物

三十三 ロジウム及びその化合物

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(名称等の表示等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十八条第一号から

第三号までに掲げる物（第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第十八条第一号及び第二号に掲げる物を除く。）のうち、有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定めるもの（次項において「高有害性区分物質」という。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和八年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十七条第一項の規定は、適用しない。

2 新令第十八条第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物並びに高有害性区分物質を除く。）については、令和八年三月三十一日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、令和八年四月一日において現に存するものについては、令和九年三月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

（名称等の通知に関する経過措置）

第三条 新令第十八条の二第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条の二第一号及び第二号に掲げる物並びに有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定める物を除く。）については、令和八年三月

三十一日までの間は、法第五十七条の二の規定は、適用しない。

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に一号を加える改正規定中「別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号」を「別表第九第五百四十五号」に改める。

別表第九第五百九十三号の次に三号を加える改正規定中「三号を」を「二号を」に改め、「五百九十三の四 N―メチルホルムアミド」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

別表第九第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 N―メチルホルムアミド

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
(略)	(略)	(略)
イソプロピルエーテル	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
酸化亜鉛	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

改正前

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
(略)	(略)	(略)
イソプロピルエーテル	(略)	(略)
三イソプロポキシ 二トリフルオロ メチルベンズアニリ ド(別名フルトラニ ル)	一パーセント未満	一パーセント未満
イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
酸化亜鉛	(略)	(略)
酸化アルミニウム	一パーセント未満	一パーセント未満

(削る)	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ステアリン酸ナトリウム	(削る)	スチレン	(略)	水素化リチウム	(削る)	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)

四・五・六・七―テトラクロロ― ―ジヒドロベンゾ	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ステアリン酸ナトリウム	一パーセント未満	ステアリン酸亜鉛	(略)	水素化リチウム	一パーセント未満	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	一パーセント未満	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	一パーセント未満	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)

(削る)	二―メチル―二・四 ―ペンタンジオール	(略)	(二―ホルミルヒド ラジノ)―四―(五 ―ニトロ―二―フリ ル)チアゾール	(削る)	ホスゲン	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC―一―二)
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)

二―メチル―N― 三―(二―メチルエ トキシ)フェニル ベンズアミド(別名 メプロニル)	二―メチル―二・四 ―ペンタンジオール	(略)	(二―ホルミルヒド ラジノ)―四―(五 ―ニトロ―二―フリ ル)チアゾール	ポルトランドセメン ト	ホスゲン	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC―一―二)	c〕フラン―二―オ ン(別名フサライド)
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	

(略)	SーメチルーNー(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	SーメチルーNー(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第二中

ポルトラ

ンドセメント

(略)

を

(二)ホルミ
四(五)ニ
チアゾール

(新設)

ルヒドラジノ
トロ―ニ―フリル

(略)

に、

ニ―メチル―N
メチルエトキシ
ンズアミド(別
S―メチル―N
バモイルオキシ
デート(別名メ

全衛生規則別表第二中

ポルトランドセメント

(略)

メチルカル
オアセチミ
ル)

(略)

「三」(一)
「フェニル」ベ
名メプロニル)
「メチルカル
チオアセチミ
ソミル)

(略)

(略)

を

(新設)

S—メチル—N—
バモイルオキシ)チ
デート(別名メソミ

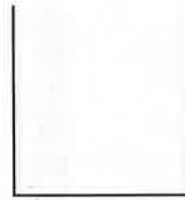
に改め、同表改正後欄の労働安

を

(二)ホルミルヒドラジノ—
四—(五)ニトロ—ニ—フリル
チアゾール

(略)

未満



に、

を

に改める。

N-メチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント
二-メチル-N-「三」(一)メチルエトキシ)フェニル」ベンズアミド (別名メプロニル)	(略)	
S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)	(略)	○・三パーセント未満
N-メチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満



附 則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）第一条の規定の施行の日から施行する。

基発 0830 第 1 号
令和 5 年 8 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 265 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 108 号。以下「改正省令」という。）については、令和 5 年 8 月 30 日に公布され、公布日から施行（一部については、令和 7 年 4 月 1 日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令第 18 条の 2 に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「SDS 交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。

今般、化学物質による危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を図るため、ラベル・SDS 対象物質（ラベル表示をしなければならない化学物質及び SDS 交付等をしなければならない化学物質をいう。以下同じ。）の範囲について、国が行う GHS 分類（日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果、危険性又は有害性があると区分された全ての化学物質とする考え方に転換する。

これに伴い、ラベル・SDS 対象物質の規定方法を令第 18 条及び第 18 条の 2 の規定に基づき令別表第 9 に個々の物質名を列挙する方法から、令において性質

や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、厚生労働省令において当該性質や基準に基づき個々の物質名を列挙する方法へ改正を行うとともに、ラベル・SDS対象物質の追加等を行うため、令及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）について、所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 改正政令関係

(1) ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更（令第18条、第18条の2及び別表第9関係）

ラベル・SDS対象物質を、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち厚生労働省令で定めるものとし、元素及び当該元素から構成される化合物であって包括的にラベル・SDS対象物質とすべきものについては、改正政令による改正後の令別表第9で定めたこと。

(2) ラベル・SDS対象物質の削除（令別表第9関係）

(1)の規定方法の変更により、ラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、(1)の施行に先立ってラベル・SDS対象物質から削除したこと。

(3) その他

ラベル・SDS対象物質を含有する製剤その他の物に関する裾切値を安衛則別表第2で規定していたところ、告示で定めること、その他所要の改正を行ったものであること。

(4) 施行期日（改正政令附則第1条関係）

改正政令は、公布日（(1)については令和7年4月1日）から施行すること。

(5) 経過措置（改正政令附則第2条及び第3条関係）

ア 改正政令により新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、国が行うGHS分類の結果、有害性の区分が区分1以外と区分されたものについては、令和8年3月31日までの間は、法第57条及び第57条の2の規定を適用しないこと。

イ 改正政令により新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、令和7年4月1日に施行される物質であって施行の日において現に存するものについては令和8年3月31日までの間、アの経過措置の対象

となる物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては令和9年3月31日までの間は、ラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこと。

2 改正省令関係

(1) ラベル・SDS対象物質の削除に伴う裾切値の規定の削除（安衛則別表第2関係）

改正政令の施行に伴い、ラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、安衛則別表第2より削除したこと。

(2) その他

その他所要の改正を行ったこと。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、公布日から施行すること。

第3 細部事項

1 改正政令関係

(1) ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更（令第18条、第18条の2及び別表第9関係）

ア 令第18条第1号及び第18条の2第1号で規定する令別表第9に掲げる物は、特定の元素から構成される化合物について米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等の諸機関において職業ばく露限界値が包括的に設定されていることから、元素及び当該元素から構成される化合物を包括的にラベル・SDS対象物質として規定したものであること。

イ 令第18条第1号括弧書きで規定する化学物質のうち、改正政令による改正前の令第18条第1号においてラベル表示の適用対象から除外されていた白金、フェロバナジウム、モリブデンについては、国が行うGHS分類の結果、皮膚刺激性の区分に該当するものと区分されているため、ラベル表示の適用の対象としたこと。

ウ 令第18条第2号の「危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物」とは、令和2年度までに実施された国が行うGHS分類の結果、物理化学的危険性又は健康に対する有害性のいずれかの区分に該当すると区分された物をいうこと。なお、国が行うGHS分類の結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページにおいて公表されていること。

エ 令第18条第2号ハ及び第18条の2第2号ハについては、国が行うGHS分類の結果、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性

(反復ばく露)の呼吸器又は気道刺激性のいずれかの区分に該当し、かつ、危険性又はその他の有害性の区分に該当すると区分されていないものをいうこと。なお、当該物質は、粉じんとしての有害性のみを有する物質であり、従来、じん肺法(昭和35年法律第30号)や粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)において粉じんとしての物理的な作用による健康障害を防止するために必要な規制を行っていることから、ラベル・SDS対象物質から除外した趣旨であること。

オ 令第18条第2号及び第18条の2第2号の「厚生労働省令で定めるもの」については、別途厚生労働省令で示される予定であること。

カ 令第18条第3号及び第18条の2第3号で定める厚生労働大臣の定める基準(裾切値)については、改正前は安衛則別表第2で規定していたところ、規定方法の見直しを踏まえ、改正後は、告示で定める予定であること。

キ 令別表第9に掲げる物の範囲についての留意事項は以下のとおりであること。

(ア) 令別表第9第1号の「アリル水銀化合物」とは、芳香族環を有する有機水銀化合物をいうこと。

(イ) 令別表第9第4号のアルミニウムについては、アルミニウム単体又はアルミニウムを含有する製剤その他の物(以下「アルミニウム等」という。)であって、サッシ等の最終の用途が限定される製品であり、かつ当該製品の労働者による組立て、取付施工等の際の作業によってアルミニウム等が固体以外のものにならずかつ粉状(インハラブル粒子)にならないものは、一般消費者の生活の用に供するものとしてラベル表示・SDS交付等及び危険性又は有害性等の調査等の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。

(ウ) 令別表第9第4号の「水溶性」とは、当該物質1グラムを溶かすのに必要な水の量が100ミリリットル未満であるものをいうこと(令別表第9第10号、第17号、第18号、第20号、第25号、第27号、第29号において同じ。)

(エ) 令別表第9第8号の「ウラン及びその化合物」には、改正政令による改正前の令別表第9第59号の2「ウラン」、第413号の2「二酢酸ジオキシドウラン(VI)及びその二水和物」及び第416号の2「二硝酸ジオキシドウラン(VI)六水和物」を含むものであること。

(オ) 令別表第9第15号の「すず及びその化合物」には、改正政令による改正前の令別表第9第396号「トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド」を含むものであること。

(カ) 令別表第9第32号の「^{よう}沃素及びその化合物」のうち、「その化合

物」とは、沃化物をいうものであること。なお、沃化物とは、沃素とそれより陽性な原子又は基との化合物をいうこと。

(2) ラベル・SDS対象物質の削除（令別表第9関係）

ア 令別表第9から削除された7物質のうち、酸化アルミニウム及びポルトランドセメント（以下「酸化アルミニウム等」という。）については令第18条第2号ハ及び令第18条の2第2号ハに該当することから、ラベル・SDS対象物質から削除したものであること。酸化アルミニウム等以外の5物質については、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分されていないことから、ラベル・SDS対象物質から削除したものであること。

ただし、酸化アルミニウム等の取扱い作業については、じん肺法や粉じん則に規定する措置を適切に講じる必要があること。また、酸化アルミニウム等以外の5物質については、GHS分類を行うための十分な情報が得られなかったため、危険性又は有害性があるものと区分されていない場合も含まれていることから、令別表第9から削除された7物質は危険性又は有害性がないことを理由に令別表第9から削除されたものではないことに留意すること。

なお、ポルトランドセメントについては、その粉じんが皮膚や眼に付着した場合に水と反応して水酸化カルシウム等が生成され、当該物質により皮膚や眼に障害を与えることが報告されていることから、ポルトランドセメントを皮膚や眼に触れる状態で譲渡又は提供する場合には、安衛則第24条の14及び第24条の15の規定によるラベル表示及びSDS交付等において、水酸化カルシウムの皮膚や眼に触れた場合の有害性について記載することが望ましいこと。

イ 令別表第9から削除された7物質を含有する製剤その他の物であって他のラベル・SDS対象物質を裾切値以上含有するものについては、令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、引き続きラベル表示・SDS交付等の義務対象であること。

